

令和5年第14回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月25日（月）
午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（15人）

会 長	1 番	葉 山	諭						
会長代理	2 番	水 嶋	政明						
委 員	4 番	中 尾	正則	5 番	大 串	英明	6 番	坂 口	初男
	7 番	河 本	光晴	8 番	梅 山	清春	10 番	葉 山	静子
	11 番	本 山	光幸	12 番	安 藤	卓巳	13 番	谷 脇	文弘
	14 番	山 口	用一郎	17 番	中 村	和也	18 番	松 崎	常俊
	19 番	林	辰造						
5. 欠席委員（4人）

3 番	山 田	康弘	9 番	相 川	浩一	15 番	柿 田	敏彦
16 番	前 田	明代						
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第55号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について
議案第56号 非農地通知の対象とするものの決定について

報告事項 農地転用許可不要案件届について
農地改良届について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主事：松尾 唯
8. 会議の概要

事務局 只今から令和5年西海市農業委員会第14回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中15名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願い

いたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、17 番：中村委員、18 番：松崎委員にお願いいたします。

議 長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。
まず、議案第 54 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 1 頁は、今回申請があった 4 件の位置図となっております。2 頁目が議案書です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り受け人の経営規模拡大のため、許可があり次第、売買により所有権の移転を行うものです。1 番の申請地の所在は、西海町面高郷です。農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、1 頁から 6 頁までで、1 頁に位置図、3 頁に付近近況図、4 頁に字図、5 頁に現況写真を添付しています。4 頁の黄色に塗られているところが申請地です。6 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から車で約 10 分以内のところにあります。カボチャ・スイカを栽培予定です。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから、許可要件のすべて満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 54 号の 1 番につきまして、5 番委員、補足説明をお願いします。

5 番 5 番委員です。12 月 22 日に、譲り渡し人と譲り受け人と私の 3 人で現地確認をいたしました。この地区は面高地区基盤整備の区域の中に入っていまして、譲り渡し人も高齢でありますので、これを機会に処分したいということで、隣の畑を耕作している譲り受け人に買ってくれないかということで打診があったそうです。譲り受け人も、これを受けまして売買の話がまとまったという次第です。写真でわかると

おり、今現在は耕作されていませんが、基盤整備後はこの畑も作る予定にしているということでした。しかし、今すぐに作るかどうかははっきり確認が出来ませんでした。横にメッシュが張ってありますが、ここからイノシシがどんどん入ってきて、いくら修理しても追いつかないので、開拓をして、イノシシ等の獣害対策をするということでした。譲り受け人は、以前は中国人やベトナム人を雇っておられました。が、現在は家族3人と臨時雇用で大規模に農業をやっておられる大変熱心な農家ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第54号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして議案第54号の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 7頁が議案書です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り渡し人である叔父から、同居する譲り受け人の甥に、贈与により所有権の移転を行うもので、譲り受け人が農地の集積を図るものです。2番の農地法第3条の許可申請の関係資料は、1頁及び7頁から13頁までで、1頁に位置図、8頁に付近近況図、9・10頁に字図、11・12頁に現況写真を添付しています。9・10頁の黄色に塗られているところが申請地です。13頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から車で2分以内のところにあります。露地野菜を栽培予定です。

今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。2番の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第54号の2番につきまして、14番委員、補足説明をお願いします。

14 番

14 番委員です。説明いたします。この件につきましては、12 月 22 日金曜日の朝 9 時から、地元推進委員及び譲り受け人と一緒に現地を確認いたしました。現地を確認しながら色々な話を伺いました。最初に丹納の現地を見させていただきました。写真のとおり、家庭菜園用の野菜が作られていて、内容としては野菜や果樹が栽培されていました。それから水浦の現地につきましては、11 頁の写真のとおり、かなり荒廃地化しているように見えますが、たまたま地元推進委員のミカン畑に隣接してしまっていて、写真のとおり、イノシシ対策のワイヤーメッシュが張られています。隣接地が荒廃地化するとイノシシが入りやすいということで、地元推進委員がこの申請地を半分程度草刈りしており、緩衝帯があるような格好になっています。また、写真では判りにくいですが、現地は 5 段ほどの段々畑になっており、今後これをきれいに整理して、野菜等を作りたいということで説明がありました。さらに譲り受け人は、現在佐世保でお務めをされていますが、休祭日を利用してこの荒れ地を元に戻して、家庭菜園を中心とした野菜作りをしたいというお話でした。それから本案は贈与という形になっていますが、譲り渡し人は、後継者がおらず高齢でもあるため、なるべく早く譲り受け人に贈与したいというお話でした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

ただ今、議案第 54 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長

無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。よって、議案第 54 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長

続きまして議案第 54 号の 3 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書は、14 頁です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、市外所有者の譲り渡し人が財産処分のため、許可があり次第、譲り受け人へ、売買により所有権の移転を行うもので、譲り受け人の実家は農業を営んでおり、実家での農業経験はありますが、本人もこれを機

に農業を行うため、農地の集積を図るものです。3番の農地法第3条の許可申請の関係資料は、1頁及び14頁から25頁までで、1頁に位置図、15頁・16頁に付近近況図、17頁から19頁に字図、20頁から23頁に現況写真を添付しています。17頁から19頁の字図の黄色に塗られているところが申請地です。24頁から25頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から車で5分以内のところにあります。露地野菜を栽培予定です。

今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。3番の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第54号の3番につきまして、18番委員、補足説明をお願いします。

18番 18番委員です。今事務局から説明がありましたように、譲り渡し人は、お父さんの時代に名古屋へ引っ越しまして、太田和には長らく居ませんので私もほとんど知りません。譲り受け人は、地元の碎石・生コン業者の代表者で、碎石場の関係で譲り渡し人の土地を相談したところ、譲り渡し人は太田和へ帰って来る予定がなく、こちらの財産を処分したいという相談を受けたそうです。譲り受け人のお父さんがミカン作りと野菜作りをしており、弟さんも今年からお父さんと一緒に農業をしています。本件もお父さんと弟さんが手伝ってくれると思いますので、問題はないと思います。写真を見ますと、ある程度草刈り等がなされていますが、これは近所の方や隣接する農地の耕作者がこれまで管理をしてきたためです。今後は譲り受け人家族が、しっかり管理してくれるものと思います。お父さんがかなり高齢であるため、息子を譲り受け人として本件申請となっており、特に問題はないと思いますので、皆さんよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第54号の3番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして議案第 54 号の 4 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4 番について説明いたします。議案書は、26 頁です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り渡し人の現所有者が高齢等により、農業をリタイアしたため、譲り受け人が経営規模拡大のため、許可があり次第、売買により所有権の移転を行い、農地の集積を図るものです。4 番の農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、1 頁及び 26 頁から 30 頁までで、1 頁に位置図、27 頁に付近近況図、28 頁に字図、29 頁に現況写真を添付しています。28 頁の字図の黄色に塗られているところが申請地で、青色の数字等が 29 頁の現況写真の撮影方向です。30 頁からは航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から車で 10 分くらいのところにあります。甘藷を栽培予定です。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。4 番の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 54 号の 4 番につきまして、7 番委員、補足説明をお願いします。

7 番 7 番委員です。本件は 3 番委員が説明するはずでしたが、急遽、急病のため出席出来ないということで、私が電話で内容について説明を受け、その上で報告についても依頼を受けましたので、代理で説明をさせていただきます。現地確認につきましては、3 番委員と地元推進委員 2 名との計 3 名で、12 月 23 日にされたそうです。現地を確認した結果、議案書の写真のとおり、家庭菜園として利用され、野菜等が作られていたそうです。それから譲り受け人につきましては、3 番委員が昨日 12 月 24 日に確認を行い、本人は高齢ではありますが、譲り受け人の子どもさんを中心に、事務局から説明がありましたとおり、甘藷等で規模拡大を図っていくということでしたので、3 番委員としては問題ないと判断したということでした。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 54 号の 4 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 54 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 4 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 55 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料の 31 頁をお願いします。議案第 55 号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求める、となっています。資料は 31 頁から 40 頁までです。32 頁は、今回合意解約分と要請分の集計表となります。解約分は、集積分と配分それぞれ 1 件 1 筆が合意解約となっております。35 頁から 36 頁までが、今回要請する物件で、4 件（戸）35 筆です。1 番から 21 番までと 32 番から 35 番までが、新規分で 25 筆、それ以外が再設定で 10 筆となっております。西彼町の物件は、1 番から 22 番までと 26 番から 31 番までの 28 筆です。西海町の物件は、23 番から 25 番までと 32 番 35 までの 7 筆です。新・再区分に新となっているものが新規物件で、再が再設定分です。37 頁以降が、受け手（借り手）の経営状況となっております。各受け手（借り手）の経営状況の詳細で、それに対応する番号や栽培する作物などを手書きで記載しています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、1 番から 22 番の補足説明ですが、当初 16 番委員が補足説明をすることになっており、欠席するという事で 3 番委員に説明を依頼していましたが、3 番委員も急病により急遽欠席となりましたので、その依頼を受けました 7 番委員に補足説明をお願いします。

7 番 7 番委員です。今、議長が言われたとおり、私が依頼を受けましたので補足説明をさせていただきます。昨日、12 月 24 日に 1 番委員と 3 番委員、それから地元推進委員の計 4 名で現地の確認をしたそうです。申請地 1 番他の受け手は、今でもミカンとビワを栽培しています

が、承認があり次第、来年の３月から４月にかけて、今回の南風崎基盤整備地区に、新たにミカンの木を定植したいという事で確認が取れていますので、問題ないとのことでした。

申請地２番他の受け手についても、同日、同様に４人で現地確認を行い、承認され次第、来年３月までのうちにイチゴのハウスを完成させ、計画的にイチゴの定植をやっていきたいということでした。残りの場所については露地野菜を栽培するとのことでした。この受け手は、もともと農協職員で営農指導をしていましたので、全く問題はないものと思っています。以上、よろしくお願いします。

議 長 23番から25番は集積のみで補足説明はありませんので、26番から31番の補足説明を7番委員にお願いします。

7 番 7番委員です。これはもともと私の案件で、12月22日に6番委員と地元推進委員とで、受け手立ち会いのもと、現地の確認をいたしました。受け手は2ヶ所でミカンの栽培をされていますが、今回は再設定ということで、現地はミカンの「原口」、「佐世保」、「石地」が植わっていました。今年は雹被害を受けており、果実は全部落としてしまって、来年に向けて準備をしている状況でした。今後の10年につきましては、頑張って10年やっていくという本人の意思を確認しましたので、問題ないと思っております。以上、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、32番から35番の補足説明を13番委員にお願いします。

13番 13番委員です。12月23日に、受け手と4か所の現地を見に行きました。現在、放牧と牧草栽培をしており、最初はちょっと荒れている感じもありましたが、今現在は、きれいに管理がなされていました。この案件も、前々から何回か出ていた案件と同様に、何の問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第55号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第55号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につつま

しては、原案どおり要請することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 56 号「非農地通知の対象とすることの決定について」ですが、今回は申出分がありませんので、同意書分を議題いたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料 41 頁をお願いします。非農地の資料は、41 頁から 87 頁までです。議案第 56 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分について説明を行います。今回は、11 月 15 日から 12 月 14 日まで受け付けた分を審議していただきます。今回、審議していただく非農地同意の対象地は、

西 彼 町	4 件	2 3 筆	17,236.00 m ²
西 海 町	2 件	9 筆	7,473.00 m ²
崎 戸 町	1 件	1 筆	337.00 m ²
大瀬戸町	1 7 件	5 6 筆	39,634.00 m ²
合 計	2 4 件	8 9 筆	64,680.00 m ² です。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 56 号の同意書分について説明がありました。同意書分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 それでは、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 56 号の同意書分 1 番から 89 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。次に報告事項について、事務局お願いします。

事務局 報告事項について説明を行います。別冊 88 頁をお願いします。報告事項 3 件の位置図です。先ずは、1 番の報告事項である農地転用許可不要案件届について説明します。資料は別冊の 88 頁をお願いします。物件は、大瀬戸町多以良外郷字北出口の畑 2 筆で、地積は 2,195 m²と

217 m²です。そのうち 192 m²を農業用倉庫と通路で利用するものです。既に 162 m²の通路については、設置済みです。倉庫は 30 m²で建築するもので、ハウス資材などを利用して、申請人が直営で建設予定です。配置図などは、資料 95 頁にあります。赤の斜線部分に倉庫を建設予定です。平面図や立面図は添付していませんが、申請人が過去に建設した倉庫と同様なものを建築予定で、96・97 頁に既存の農業用倉庫の写真を添付しています。添付資料は 88 頁の位置図、90 頁付近近況図、91 頁字図、92 頁現況写真、93 頁が航空写真、94 頁が被害防除計画書、95 頁が平面配置図、96・97 頁が既存の農業用倉庫の写真となっております。91 頁の字図をご覧ください。申請地は黄色く塗られたところで、その西側にビワが植栽されており、ビワの栽培管理に使用する農機具や資材等の保管をするため、今回の届けとなったものです。94 頁の被害防除計画書に記載のとおり、隣接農地は、申請人の所有地のみで、被害等が生じた場合は本人の責により解決するとなっております。1 番の報告事項の説明は以上です。

続けて 2 番の報告事項、農地転用許可不要案件届の説明をします。資料は 98 頁です。この件は、申請者が既に農業用倉庫を建設しているもので、101 頁の現況写真や 100 頁の字図や 102 頁の航空写真をご覧ください。隣接地は宅地に囲まれ、背後の南西側には畑がありますが、孤立しており既に山林化しています。農業用倉庫は、建設より既に 20 年以上が経過している物件であり、問題はないものとして届けを受理したものです。税務課に確認したところ、昭和 54 年以前に建設されているものと確認できました。物件は、西海町水浦郷字清水河の畑で、地積 68 m²のうち所要面積 61.42 m²となっております。転用の目的は、農業用倉庫で既に建設されております。申請者は、資料記載のとおりです。添付資料は、99 頁付近近況図、100 頁字図、101 頁現況写真、102 頁に航空写真、103 頁が被害防除計画書となっております。103 頁の被害防除計画書の内容ですが、建築から既に 20 年以上が経過しており、周囲には農地等もなく宅地に囲まれた狭小な農地であります。現状のまま利用するため、被害発生の恐れはないと判断されます。特に問題は無いと判断し受理しました。2 番の報告事項の説明は以上です。

最後に 3 番の報告事項、農地改良届の説明をします。資料は 104 頁です。物件は、西海町横瀬郷字丸山の田 3 筆です。地積はそれぞれ 608 m²、388 m²、287 m²で、合計 1,283 m²です。理由は、右側下段に記載のとおり、亡き父より相続した水田ですが、水田としての耕作はできない。しかし、荒れたままでは地域の景観を損なうため、嵩上げを行い、景観に配慮した花畑として土地を有効活用するもの、となっております。場所的には、105 頁の付近近況図や 108 頁の航空写真でもわかるように、横瀬地区の要所にあり、その景観を損なうことを危惧し、今回の届けとなっております。104 頁に戻り、中ほどに記載していますとお

り、施工業者は市内業者で、基礎並びに表土部分 1 m、合計 2 m を嵩上げするため 大瀬戸町内採取の泥を搬入するようになっております。工事期間は令和 6 年 1 月 15 日から令和 7 年 3 月 31 日までとしています。添付資料は、88 頁の位置図、105 頁付近近況図、106 頁字図、107 頁現況写真、108 頁が航空写真、109 頁が被害防除計画書、110 頁・111 頁が横断図、となっております。109 頁に戻り被害防除計画書の内容ですが、盛土は最高で 2.0m 行い、緩衝地を設ける。雨水は自然流下となっております。3 番の報告事項の説明は以上です。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。無いようでしたら、その他みなさんから何かございませんか。

1 8 番 18 番委員です。1 番の許可不要案件届で、周囲はすべて申請者の土地という事でしたが、95 頁の写真で北側に公道が通っているように見えますが。

事務局 事務局です。公道は、申請地の横にある赤い線で示された部分が公道でありまして、家の進入路の通路はすでに設置されています。

1 8 番 18 番委員です。申請地の勾配が公道の方に付いているので、雨が降った時に水が公道に流れ込んで、迷惑がかかる場合があるのでは、と思ひまして。側溝等は設置しないのですか。

事務局 事務局です。側溝に関しては、92 頁の現況写真を見ていただければ分かるかと思いますが、通路の内側に素掘りというか少し低くなった溝のような部分がありまして、雨水はここを通って公道の側溝に流れ込む格好になると思ひます。

1 8 番 分かりました。

議 長 他にご意見、質問等ございませんか。無いようでしたら、次回の総会日程を決定したいと思います。

次回の総会は

日時 令和 6 年 1 月 25 日(木) 午後 1 時 30 分から

場所 多以良公民館 講堂

代 理 これをもちまして西海市農業委員会令和 5 年第 14 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 5 年 12 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人